

写

保発第0922001号
平成20年9月22日

都道府県知事
地方厚生(支)局长
地方社会保険事務局长

厚生労働省保険局長

平成20年10月以降の健康保険及び船員保険に係る
柔道整復の受領委任払いに関する業務の取扱いについて

現在、健康保険及び船員保険に係る柔道整復の受領委任払いに関する業務については、平成11年10月20日付老発第682号・保発第144号通知（以下「受領委任通知」という。）に従い締結される契約や協定に基づき、地方社会保険事務局が実施しているところであるが、平成20年10月に全国健康保険協会が設立されることに伴い、地方社会保険事務局は健康保険に関する業務（全国健康保険協会が管掌するもののうち健康保険法の規定により社会保険庁長官が行うものを除く。）を実施しないこととなるとともに、船員保険に係る業務については、保険給付に関する業務など保険者としての業務は実施する一方、療養担当者等に対する監督に関する業務など行政としての業務は実施しないこととなる。

これに伴い、平成20年10月1日以降、下記のとおり柔道整復の受領委任払いに関する業務のうち、契約及び協定（以下「契約等」という。）の締結に関する業務（協定に基づく施術者及び施術所（以下「施術者等」という。）に対する登録に関する業務を含む。）並びに指導・監査に関する業務については地方厚生(支)局が実施することとともに、療養費の審査・支払いに関する業務については、健康保険に係るもの（組合管掌健康保険に係るものを除く。）に関しては全国健康保険協会が、船員保険に係るものに関しては地方社会保険事務局が実施（船員保険に係る療養費の審査に関する業務については、地方社会保険事務局が全国健康保険協会と協議の上、全国健康保険協会に委任して実施）することとしたので、その取扱いに遺漏のないようご配慮願いたい。

なお、国民健康保険及び後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に係る柔道整復の受領委任払いに関する業務の取扱いについては、従前のとおりである旨を申し添える。

記

1. 契約等の締結に関する業務（協定に基づく施術者等の登録に関する業務を含む。）について

現在、地方社会保険事務局が行っている受領委任に係る承諾及び登録（以下「登録等」という。）は、施術者等に対して、受領委任をするに際して、一定のルールに基づき施術や療養費の請求等を行うことを求め、これを約束したことを公に認める行為であり、形式的には契約という形態をとっているが、受領委任の取扱いを認めるにふさわしい施術者等であることを行政として公に認める行為である。

具体的には、登録等を求める施術者等に対して、

- ア 関係法令及び通達を遵守した懇切丁寧な施術
- イ 患者に対する受給資格の確認
- ウ 保険局長が定める基準に基づく療養費の算定
- エ 一部負担金に相当する金額の受領
- オ 長期又は濃厚な施術とならないよう努めること

等を求めるほか、受領委任の取扱いの中止を受け5年間を経過しない者など、受領委任を認めることが不適当と認める者に対しては登録等を行わないこととしているところである。

以上のとおり、この登録等については、受領委任通知に基づき本来的に行政が行うべきものであり、平成20年10月以降は、厚生労働省設置法の「健康保険事業に関すること」及び「政府が管掌する船員保険事業に関すること」との規定に基づき、地方厚生（支）局が実施することとする。（第4条第1項第94号及び第95号、第18条、第19条）

また、受領委任の取扱いに係る各都道府県の社団法人柔道整復師会会长との間の協定は、受領委任の取扱いに係る契約を円滑に行うために締結するものであり、協定の締結に関する業務も受領委任に係る登録等に関する業務と同様、地方厚生（支）局が実施することとする。

なお、受領委任に係る登録等は、各健康保険組合から委任を受けた健康保険組合連合会会長等からの委任を受けて実施されるが、この委任は、個別の施術者等が受領委任の取扱いを認めるにふさわしいものであるか否かの判断を行政に委ねるとともに、行政が公に認めた施術者等について、受領委任の取扱いを認めることを行政に対して約束するものである。

2. 療養費の審査・支払いに関する業務について

療養費の支給は、保険者が行うものであり（健康保険法第87条）、療養費の支給の前提となる審査についても、保険者において実施されるものである。

このため、平成20年10月以降、現在社会保険事務局が行っている政府管掌健康保険に係る療養費の審査・支払いについては、全国健康保険協会が柔道整復療養費審査委員会を設置して実施することとする。また、船員保険に係る療養費の審査・支払いについては、地方社会保険事務局が実施責任を有するが、従来より、柔道整復療養費審査委員会において審査を実施していたことを踏まえ、審査については、地方社会保険事務局が全国健康保険協会と協議の上、全国健康保険協会に委任して実施することとする。

なお、組合管掌健康保険に係る療養費の審査については、平成20年10月以降は、各健康保険組合から委任を受けた都道府県健康保険組合連合会会長は、全国健康保険協会と協議の上、全国健康保険協会に療養費の審査を委任できることとする。

3. 指導・監査に関する業務について

受領委任に係る登録等を受けた施術者等に対する指導・監査は、これらの者に、受領委任通知に基づき締結する契約等に規定する登録等の条件となっている一定のルールに基づいた施術や療養費の請求等を行うことを指導するとともに、実際に行っていることを確認する行為であり、こうした条件に違反していることが判明した場合には、受領委任の取扱いを認めるにふさわしい施術者等であると公に認めたことを取りやめることとなる場合もあるものである。

これらの業務は、受領委任に係る登録等に由来するものであり、登録等に関する業務と同様、受領委任通知に基づき行政として実施する業務であり、平成20年10月以降は、地方厚生（支）局が実施するものとする。